

# 鳥取縣公報

## 條例

### 鳥取縣條例第十七号

昭和二十四年一月鳥取縣條例第五号鳥取縣立中央病院使用料及び手数料徴收條例の一部を次のように改正する。

昭和二十四年三月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣立中央病院使用料及び手数料徴收條例中

改正條例

第二條中「手数料の金額は健康保險」を「手数料の金額は左記によるの外健康保險」に改め左の各号を加える。

- 診 断 書 一通につき 五十円
- 各種健康診断書 〃 百 円
- 各種証明書 〃 五百円以内
- 死亡診断書 〃 五十円

本報ノ大キサハ 規定規格A5列

昭和二十四年三月八日 火曜日  
第千九百九十一号

- 生命保険診断書 〃 三百円
- 死体検案書 〃 二百円
- 変死死体検案書 〃 五百円

附 則

この條例は昭和二十四年二月一日からこれを適用する。

### 鳥取縣條例第十八号

昭和二十三年十一月鳥取縣條例第七号鳥取縣指定農産物移出取締條例の一部を次のように改める。

昭和二十三年三月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣指定農産物移出取締條例中改正條例

第一條に左の一号を加える。

- 三、三種（黒皮及び白皮）及び楮（黒皮及び白皮）

附 則

鳥取縣公報 毎週 曜日發行（休日ニ當ル） 昭和二十四年三月八日 第千九百九十一号

（昭和四年四月十五日） 第三種郵便物認可

この條例は公布の日からこれを施行する。

### 告示

#### 鳥取縣告示第百十五号

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十四年三月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、建築主の住所氏 名東伯郡倉吉町大字塚町二丁目

山 樺 儀 保

一、建築物の位置 東伯郡倉吉町大字塚町二丁目 二五ノ三、二五ノ五

一、用途 住宅

構造 木造 檜葺 平家建 三棟

一、規模 建築面積 一、一七、〇平方米

突出する部分 九九、四平方米

一、附条件

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施とする  
こと。

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する、期間内に無償にてこの建築物を除却すること。

一、この建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に届出ること。

一、知事が必要ありと認めるときは、この許可条件の條項を増減若しくは変更することがある。

一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負うこと。

#### 鳥取縣告示第百十六号

氣高郡日置谷村耕地整理組合設立については昭和二十四年二月三十日付で認可した。

昭和二十四年三月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

#### 鳥取縣告示第百十七号

昭和二十二年閣令内務省令第一号第八号第一項の規定により東伯郡小鴨村議會議員の候補者につき覺書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十四年三月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、昭和二十四年三月八日より

昭和二十四年三月十三日まで

住 所	氏 名	木村業 製材業 の別
-----	-----	------------------

八頭郡智頭町奥本二二 那岐林業株式会社 木村業

鳥取市西品治町六七八ノ三 水口源太郎 同

八頭郡若櫻町若櫻八〇一ノ五 追補責任 若櫻町森林組合 同

同智頭町眞鹿野四四 谷口 君臣 同

鳥取市瓦町一四五 矢谷 市藏 同

八頭郡智頭町三吉六二ノ二 尾崎 源一 同

八頭郡社村樟原三一〇 社村農業協同組合 同

#### 鳥取縣告示第百十八号

木村業者及び製材業者登録規則第四條の規定に基づき次のように登録した。

昭和二十四年三月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

材種	登録番号	登 録	営業所の工場の位置
----	------	-----	-----------

鳥取縣24受林 昭二四  
第二五七号 年二月 住所に同じ  
二五日

同第二五八号 以下同じ同

同第二五九号 同

同第二六〇号 同

同第二六一号 同

同第二六二号 同

同第二六三号 同

00024

東伯郡倉吉町東町三三八	本川 義藏	同	同第二六五号	同
八頭郡智頭町岩神六九	林 実衛	製林業 一般製材	同第二六六号	八頭郡智頭町後場一七六七ノ三
同奥本一二	那岐林業株式会社	同	同第二六七号	住所に同じ
同社村樟原三二〇	社村農業協同組合	同	同第二六八号	字社村樟原字鹿子河原三二〇
米子市錦町三丁目一七	小谷 權一	木材業	同第二九〇号	住所に同じ
同茶町二七	山陰製函株式会社	同	同第二九一号	米子市東町九九
鳥取市古市一	鳥取ベニヤ工業株式会社	同	同第二九二号	八頭郡若櫻町若櫻一、三六〇
同	同	製材業 單板合板	同第二九三号	同
岩美郡浦富町浦富一〇三五ノ一	岩美木材工業組合 組合長 白岩八郎	木材業	同第三一五号	住所に同じ
鳥取市富安北野三七八	鳥取林業株式会社	同	同第三一六号	同
同古市一市宮アバート一寮内	谷口順太郎	同	同第三一七号	岩美郡岩井町白地五一
岩美郡小田村岩情六六一	中林 眞澄	同	同第三一八号	住所に同じ
同浦富町浦富一〇三五ノ一	岩美木材工業組合 組合長 白岩八郎	製材業 一般製材	同第三一九号	同
鳥取市御弓町三九	有限会社修立製材所	同	同第三二〇号	同
同古市一番地市宮アバート一寮内	谷日順太郎	同	同第三二一号	岩美郡岩井町白地五一
同元鑄物師町七六	田川 春信	同	同第三二二号	鳥取市新鑄物師町五五
氣高郡寶木村上光五二六	山根 幹子	同	同第三二三号	住所に同じ

00025

鳥取市元魚町三丁目八	加藤 哲夫	同	同第三二四号	氣高郡明治村榎原六五三
同	同	製材業 一般製材	同第三二五号	同
西伯郡太田村猪小路一〇〇	作野伴次郎	同	同第三二六号	同上二四ノ一
氣高郡寶木村上光五二六	山根 幹子	同	同第三三一号	同寶木九一九ノ三

◆鳥取縣告示第九十九号  
 境特別都市計画復興土地区劃整理に伴う換地予定地の位置を次のように決定した。その關係図面は鳥取縣庁及び境戦災復興事務所に備えおいて縦覽に供する。  
 昭和二十四年三月八日  
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

(「次のよう」及び「図面」は省略)

地の上にその権利の目的たる土地若しくはその部分の指定をするに於てその予定位置を次のように決定した。その關係図面は鳥取縣庁及び境戦災復興事務所に備えおいて縦覽に供する。  
 昭和二十四年三月八日  
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

(「次のよう」及び「図面」は省略)